

高知県養鰻生産者協議会補助金交付要綱 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1条〔略〕</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、<u>水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知)及び水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について(令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知)</u>に基づいて、うなぎ養殖業者等が組織する団体(以下「補助事業者」という。)が行ううなぎの資源管理に係る事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。</p> <p>第3～4条〔略〕</p> <p>第5条第1項(1)～(7)〔略〕</p> <p>(8) 県税及び県に対する税外未収金責務の滞納がないこと。</p> <p>第6～11条〔略〕</p> | <p>第1条〔略〕</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、<u>水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知)、水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知)及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)</u>に基づいて、うなぎ養殖業者等が組織する団体(以下「補助事業者」という。)が行ううなぎの資源管理に係る事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。</p> <p>第3～4条〔略〕</p> <p>第5条第1項(1)～(7)〔略〕</p> <p>(8) 県税の滞納がないこと。</p> <p>第6～11条〔略〕</p> |

高知県養鰻生産者協議会補助金交付要綱 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 3 号から第 6 号まで、第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和 5 年 10 月 12 日から施行し、令和 4 年 3 月 29 日から適用する。ただし、改正前の要綱の規定により行うこととされている令和 4 年度予算に係る事業については、なお、従前の例による。</u></p> | <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 3 号から第 6 号まで、第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。</p> |

高知県養鰻生産者協会補助金交付要綱 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者職氏名 代表者生年月日</p> <p style="text-align: center;">年度高知県養鰻生産者協会補助金交付申請書</p> <p>年度において、高知県養鰻生産者協会補助金の交付を受けたいので、高知県養鰻生産者協会補助金交付要綱第4条の規定により、下記の関係書類を添えて、補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業計画書（添付資料1）</p> <p>2 収支予算書（添付資料2）</p> <p><u>3 県税の滞納がないことを証する証明書</u> 又は <u>県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）</u></p> <p><u>※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。</u> <u>※2：補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。</u> <u>（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため）。</u></p> | <p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者職氏名 代表者生年月日</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県放流用成魚生産事業費補助金交付申請書</p> <p>令和 年度において、高知県放流用成魚生産事業費補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱第4条の規定により下記の関係書類を添えて、補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 収支予算書</p> |

高知県養鰻生産者協議会補助金交付要綱 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>別紙 1</u></p> <p style="text-align: center;"><u>誓約書兼同意書</u></p> <p><u>私は、高知県養鰻生産者協議会補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。</u></p> <p><u>また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。</u></p> <p><u>誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金</u> <u>・ 農業改良資金貸付金償還金</u> <u>・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金</u> <u>・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金</u> <p style="text-align: center;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>高知県知事 様</u></p> <p style="text-align: center;"><u>所在地</u></p> | |